

## 令和6年度から令和8年度の介護保険料について

第9期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、第9期（令和6年度から令和8年度まで）の介護保険料の基準保険料月額（第5段階の人の保険料月額）は5,900円となり、第8期（令和3年度から令和5年度まで）と同額となりました。

また、厚生労働省令の改正に伴い、保険料の段階が9段階だったものが13段階となり、令和6年度から令和8年度の年額保険料は次の表のとおりとなります。合計所得金額が420万円以上の人は保険料が増加し、第1段階から第3段階の人は保険料が減少します。

単位：円

	本人	世帯	所得要件	令和6年度 介護保険料年額	【参考】 令和5年度 介護保険料年額	増減
第1段階	非課税	非課税	と合計 入課税所得 額の年所得 の合計金額 収入金額	80万円以下	20,180	減少
第2段階				120万円以下	34,340	
第3段階				120万円を超える	48,500	
第4段階		課税		80万円以下	63,720	変更なし
第5段階				80万円を超える	70,800	
第6段階	課税	課税	合計 所得 金額	120万円未満	84,960	変更なし
第7段階				120万円以上210万円未満	92,040	
第8段階				210万円以上320万円未満	106,200	
第9段階				320万円以上420万円未満	120,360	
第10段階				420万円以上520万円未満	134,520	増加
第11段階				520万円以上620万円未満	148,680	
第12段階				620万円以上720万円未満	162,840	
第13段階				720万円以上	169,920	

※令和5年中の収入や所得に応じて令和6年度の介護保険料の段階が決まりますが、令和6年4月及び6月分は昨年度の保険料に応じて暫定での徴収となり、令和6年8月に令和6年度の段階が正式に確定します。

また、年度の途中に介護保険に加入した場合は、加入の時期に応じて介護保険料は月割りとなります。